

県大教ニュース

滋賀県立大学教職員組合

2017/8 年度第 13 号 2018 年 4 月 13 日発行

滋賀県立大学ではたらく

みなさまへ

◎ 2017/8 年度委員長からのご挨拶

日ごとに春らしさの増す中、新しく滋賀県立大学に赴任されました方々に、教職員組合のご紹介とご加入のお誘いを今年度の執行委員長より簡単にさせていただきます。

仕事に、あるいは職場に慣れるのにも時間を要するかどうかは思いますが、求められている仕事をこなしつつも心身のバランス、ワークライフバランスなどについては各自で留意することが求められます。そのための福利厚生制度や相談窓口等のサポート体制もありますが、働く環境の側に問題がある場合も多々あります。

働き方改革といった政策が注目されているように、働き方への意識・考え方が見直されつつある今だからこそ、そういった問題が職場にあれば、職場として改善・対応が図られる必要があります。職場の仲間と、あるいは部局を超えた仲間が集い、このような問題について一緒に考えたり、環境の改善を図ったりができる場が労働組合だと考えています。

各自の人生の質(QOL)を高めるための職場側の環境づくりが一緒にできれば嬉しい限りです。

滋賀県立大学教職員組合(県大教) 伊丹清

◎ 2017/8 年度県大教役員の紹介

2017/8 年度の役員は、以下の通りです。お困りのことがありましたら、お近くの役員までご連絡・ご相談ください。また、県大教の活動をより一層拡充するために、4 月より新しく藤本隆章さんを専従に迎えました。どうぞよろしくお願ひします。

委員長：伊丹清（環境科学部）

副委員長：玉井大輔（事務局）

書記長：杉浦由香里（人間文化学部）

書記次長：海外文一郎（事務局）

書記次長：河かおる（人間文化学部）

書記次長：高橋卓也（環境科学部）

書記次長：中川美和（人間看護学部）

書記：田口仁子（組合専従）

書記：藤本隆章（組合専従） NEW!!



2018 年度 歓迎会のお知らせ

今年度、新しく県大の働く仲間となられた皆さんを囲む歓迎会を開催いたします。組合員・非組合員の枠を超えて、また学部や部署の枠を超えて、交流を深めましょう！皆さんの参加を心よりお待ちしております。



+++++

日時：4月20日（金）17:30~19:30

場所：カフェテリア（A6棟1階）

対象：滋賀県立大学で働く皆さま

会費：無料（新採・新着教職員、組合員・非組合員）

申込：2018年4月18日（水）17時〆切

申込書(氏名・所属を明記)を県大教(田口) までメール (usp-union@ex.bw.dream.jp) 又は学内便にてご送付ください。

+++++

当日の飛び入り参加も歓迎します。

皆さんの参加を心よりお待ちしております！



2017 年度の取り組みと成果

2017 年度における県大教の取り組みによる成果は以下のとおりです。

- ✓ 授業料減免予算の拡充！
- ✓ 過半数代表選出方法の改善！

- ✓ **契約職員のクーリングオフ期間の撤廃！**
- ✓ **有期雇用教職員の無期転換ルールの実現！**
- ✓ **退職手当引き下げ反対と代償措置の獲得！**

とくに、組合の交渉によって、有期雇用教職員に無期転換の道が開けたことは大きな成果でした。5年を超えて本学で働いてきた皆さまには無期転換申込権が発生します。期限内に申し込めば、無期労働契約に転換することができます。ぜひ申請してください！

現在は、本学で常態化している事務職員の方々の時間外労働を是正することに力を注いでいます。働きやすい職場環境の実現を目指して、2018年度も精力的に活動していきます。ご支援・ご協力をよろしく願います。

【特集】時間外労働を考える ブラック職場を変えよう！

◎常態的な労使協定違反＝労働基準法違反

36協定*などの労使協定に違反することは、労働基準法に違反するのと同様で、最終的には罰金刑に処せられる、重大な問題です。本学は、法人化以来、毎年、欠かさずに違反し続けてきている「常習犯」です。「労働基準法を100%守っている企業などない」というかもしれません。しかし、道路交通法で定めた法定速度があまり守られていないからといって、それをやぶっても「大したことない」でしょうか？人の命がかかっている問題です。そういえばここ数年、全職員を対象に実施されている「コンプライアンス自己申告書」には「法定速度を遵守している」という項目がありましたね。県立大学は労働基準法を何だと思っているのか、コンプライアンスの対象だと思っていないのかと言いたくなるような現状です。

*「5分でわかる残業時間の基礎知識」を参照してください
(<https://mynavi-agent.jp/dainishinsotsu/canvas/2018/01/100805.html>)

◎「過労死ライン（月80時間）」超えが続出

では、具体的にどういったところが違反しているのでしょうか。以下に列挙してみます。

◇36協定で定めた1日の時間外労働の上限である4時

間を全く守っていない（11ヶ月間で827回違反している）。

◇36協定で定めた特別延長の時間外労働の上限（1ヶ月80時間、年間600時間）を超えている人が、毎年、複数名・複数回ある。

◇36協定で定めた特別延長で月45時間を超える上限回数（年6回）を超えている人が、毎年、複数名いる。

◇特別延長を行う際には労使の協議が必要なのに、全くなされず、勝手に延長されている。

◎36人で44人分働いている本学職員

このたび、過半数代表に示された職員の時間外勤務のデータから、本学職員がいかに働かされすぎているかを検証してみましょう。なお、2017年度については2月までのデータしか示されていないため、1年を通してのデータがある2016年度のデータを用いています。ただし、示されているのは、月45時間を年に1回以上超えたことのある職員36人分のデータのみで、2016年の対象職員49人全員分のデータではありません。

【表1】

	A	B	C	D
	月45時間を年に1回以上超えた職員数	左職員の年間時間外勤務時間の総和(h)	B/ 1800h	B/ 2160h
教務	8	4,444	2.5	2.1
経営企画	6	2,705	1.5	1.3
財務	9	2,800	1.6	1.3
総務	8	2,058	1.1	1.0
学生就職	2	894	0.5	0.4
地域連携	3	1,293	0.7	0.6
計	36人	14,194	7.9人	6.6人

【表1】は、その36人の時間外勤務の時間を、グループ毎に集計したものです。36人あわせると14,194時間になります。この14,194時間を1800時間で割った値がC欄、2160時間で割った値がD欄です。1800時間は、一般に法定労働時間内で（残業なしで）働いた場合の年間の労働時間の目安とされる値です。2160時間は、それに360時間（36協定で認められた年間の時間外勤務時間）を足した値です。

つまり、14,194時間というのは、年間1800時間働く前提で計算すれば7.9人分、年間2160時間働く前提で

計算すれば **6.6 人分**になるということです。「36 人で 44 人分働いている」というのはそういう意味です。

◎割増賃金分で 10 人は雇える！

【表 2】は、同じく 2016 年度の 36 人分の時間外勤務時間を、月 60 時間以下の場合と、月 60 時間を超えた場合に分けて積算したものです。月 60 時間までは、賃金の割増率は 1.25、月 60 時間を超えると割増率は 1.50 になります（このほかに、休日割増、深夜割増などもありますが、それを算出するデータが示されていないので、省略します）。

つまり、1 時間の時間外勤務をさせると、1.25 時間分の給料を払うということです。これは、事業主が労働者を安易に長時間働かせないために決められている割増率です。そこで、この割増率を時間外勤務時間数に掛けて出した値が c 欄で、17,939 時間分になります。これを、先ほどと同様に 1800 時間で割ると、10 人分の年間労働時間に匹敵します。

つまり、36 人に膨大な時間外労働をさせることで支払っている時間外分の賃金をあわせると、新たに **10 人**を雇えるぐらいだということです。以上は単純計算によるもので、実際は職種によって給与も違いますし、各種福利厚生などもあるので、このように単純にはいきません。しかし、皆が仕事と生活の調和のある持続可能な働き方ができるようになるためには、人を増やして仕事を分担するべき状況にあるということが、ある程度具体的に浮き彫りになるのではないのでしょうか？

【表 2】

	a	b	c
	時間数	割増率	a×b
月 60 時間以下	13,410	1.25	16,763
月 60 時間超	784	1.50	1,176
計	14,194		17,939
÷1800h	7.9 人		10.0 人

◎同規模他大学と比べても少なすぎる職員数

本学の職員数が大学の規模に比していかに少なすぎるかということを検証するために、学部数、学部構成、学生数において類似している県立広島大学と比較してみま

しょう。県立広島大学は、人間文化、経営情報、生命環境、保健福祉の 4 学部で、学生数は約 2600 人です。【表 3】は両大学の職員数の比較です。県派遣職員数は同じ、法人職員数は本学の 2 倍です。本学は、逆に県立広島大学より契約職員数が倍近くになります。

【表 3】 県立広島大学との職員数比較（2017 年度）

大学	正職員			契約職員
	県派遣職員	法人職員	計	
滋賀県立大	27	23	50	83
県立広島大	27	48	75	47
差	0	▲25	▲25	36

3 月 26 日の事務折衝においてこのデータを示したところ、大学側は「県立広島大学はキャンパスが複数に別れているから単純比較できない」と弁明していましたが、そうだとでも、あまりにも差があると思いませんか？
（典拠：県立広島大学「大学機関別認証評価自己評価書」2017 年 6 月）

◎原因は少なくすぎる運営費交付金！

県立広島大学はこんなに法人職員がたくさんいて、予算はどうなっているのでしょうか？【表 4】は、本学と県立広島大学の、予算も含めた諸指標を比較したものです。学生数は本学が 177 人多く、学生納付金が主体の「学校独自の収入」(E) も本学が約 4 億 9 千万円多いです。ところが、「学校経費」(D) つまり、大学の予算規模はというと、県立広島大学のほうが約 5 億円も多いのです。それは県からの運営費交付金が県立広島大学のほうが約 12 億 5 千万円多いことに起因しています。

【表 4】 県立広島大学との諸指標の比較（2015 年度）

大学	学生数	教員数	職員数	学校経費	学校独自の収入	運営費交付金	基準財政需要額
	*1	*1	*1	*1	*1	*2	*3
	A	B	C	D	E	F	G
滋賀県立大	2,820	203	57	4,826,162	2,354,693	2,531,687	3,901,862
県立広島大	2,643	240	128	5,328,494	1,864,446	3,782,494	3,202,724
差	177	-37	-71	-502,332	490,247	-1,250,807	699,138

典拠

*1 公立大学協会「大学基本情報(2015)」

職員数については、滋賀大は正規職員のみ数であるのに対し、県立広島大学は法人契約職員を含むと思われる。ただし、2015 年の県立広島大の正規職員は県派遣職員 31 人、法人職員 36 人（合計 66 人）で滋賀大より多い（県立広島大学「大学機関別認証評価自己評価書」2017 年 6 月）。

*2 総務省「平成 27 年度地方財政統計年報」の「2-4-2 表 都道府県目的別歳出決算」の「大学費」

*3 総務省「平成 27 年度 都道府県別（費目別）基準財政需要額」より

本学が、少ない職員で「過労死ライン」を超えるような時間外労働をさせられているのは、県が十分な運営費交付金を交付せず、法人化以来、学生数が増え業務が多

様化しても、一切、職員定数を増やさずにやってきたことのツケなのです。堂々と県に運営費交付金の増額、職員定数増を求めるべきなのです。

◎職員定数大幅増員は待たなし！

第3期人事計画に定数増を盛り込ませよう！

36協定締結にあたって交わされた、大学と過半数代表との「確認書」において、大学は「業務量に応じた適正な人員配置を行うなど実効性のある改善措置を講じること」を約束しました。これは、組合との事務折衝で確認のうえ入った文言です。

先に見た【表1】のデータから、すべての課において「業務量に応じた適正な人員配置」でないために、長時間労働となっていることがわかります。人員に対して業務量が多すぎる時は、人員配置を見直すようにはっきり言いましょう。その際、長時間の残業を前提に業務量を判断してはいけません。誰もが1日8時間の法定労働時間で処理できるのが本来の業務量です。前述したように、本学は、学生数に照らして明らかに職員数が少なすぎます。仕事が時間内に終わらないのは、きっと一人一人の能力の問題ではありません。

大学は、第3期人事計画に適正な人員配置を盛り込み、そのために必要な運営費交付金を県に求めなければなりません。「こんなに多くの業務をこの人数ではできない」とはっきり言うことが、定数増を含めた人員配置の見直しにつながります。第3期人事計画を策定する今がチャンスです。

◎県大教は長時間労働是正に取り組めます！

県大教では、長時間労働問題を重点課題にすえて大学と交渉を行っていく予定です。本学職員が強いられている時間外労働は異様であり、早急に是正すべき問題です。県大教は、長時間労働の解消には職員定数の抜本的改革が必要だと考えています。定数増員を大学に強く要求していくつもりです。

なお、始業式において、廣川理事長は「あらゆる活動におけるコンプライアンス遵守を」と発言されました。同様に、堺井副理事長からも「時間外労働の縮減に真摯に取り組む」とのご発言がありました。このように、本

学では、まず何よりも先に労働基準法の遵守が求められます。本学職員の皆さまも、労働基準法を正しく理解し、違法な残業を強いられていないか、いま一度振り返ってみてください。

本学職員のみなさまへ

◆残業は1分単位で申請しよう！

本学では「1時間未満の残業は付けない」「19時前に終わる残業は付けない」「17:15～17:30の15分間の残業代は付けない」というような不文律があり、中には上司にそう言われたなどという情報も組合には入ってきています。このような残業代の切り捨ては労働基準法第24条の「賃金全額払いの原則」に違反する行為です。「おかしいな？」と思ったら、組合に相談してください。

10分未満の残業時間を端数切り捨てにしていた事業所が労働基準監督署に是正勧告を受け未払い分を支払ったケースもあります。まして1時間未満切り捨てなど断じてあり得ません。

時間外勤務（残業）は1分単位で正々堂々と記録しましょう。17:15～17:30の15分間も、働いたら、必ず記録しましょう。早く終わらせて帰りたいのに無理に休憩をとる必要はありません。

◆休日勤務の無理な振り替えをせず、正当に割増賃金をもらおう！

本学は、休日勤務を行った場合、休日振替を行うことを原則としていますが、業務量が多く、残業の毎日で有給すら消化できないのに、振替をとれる日など現実的でないし、振替で休んだ分が結局、他の勤務日の残業になって跳ね返ってくるだけ、ということはありませんか？そのような場合は、無理に振り替えることはありません。休日に働いた分の割増賃金をもらいましょう。

また、振替を予定していた日に、どうしても出勤せざるを得なくなったような場合も、無理に再振替をせず、休日に働いた分の割増賃金をもらいましょう。もちろん、振り替えて休日を取りたいという人は、しっかり休んでください。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

いまこそ組合に入ろう！

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

昨年度は 11 名、この 4 月には新規採用の 5 名の方が県大教へ新たに加盟してくださいました！いま、続々と組合加入者が増えています。組合活動によって職場は変われます！県大教は、滋賀県立大学で働く教職員の権利を守り、教育研究の充実のために活動をしています。滋賀県立大学がより良い職場となるよう労働組合活動を通じて力を合わせていきましょう！

◎ 労働組合は労働条件の守り手！

滋賀県立大学の教職員の労働条件は、労使交渉によって決定されます。組合員が増えれば、それだけ多くの意見が労働条件に反映されます。

労働組合の活動と組合員の権利は憲法と法律で守られ、不利益を受けることはありません。

組合が団体交渉を申し入れた場合、法人側は誠実に対応する義務を課されています。「過半数代表」や学内委員会とは異なる強力な権利を持っているのが労働組合です。

☆☆☆県大教加入でお得がいっぱい☆☆☆

県大教に加入すると、下記のような福利厚生を受けることができます。

・自己啓発活動費の助成

スポーツ関連費用、書籍、芸術鑑賞、文化教室等受講料、学会参加費等、保育・託児にかかる費用等に対して助成があります（年間 12,000 円が上限。契約・特任職員の場合は月当たり会費×12 が限度）。

・厚生事業

県内映画館・スーパー銭湯割引チケットの斡旋

・慶弔祝金等の給付事業

教職員には自主共済、契約職員には組織共済があります。

・共済事業

生命共済、医療共済、自動車共済、火災共済など、民間の保険より有利な共済制度に加入できます。

※詳しくは、県大教ホームページまたは事務局まで

お問い合わせください。

ぜひ、組合に加入してください。加入のお問い合わせは、末尾の連絡先までお願いします。

◆事務局より

役員会議は月一回開催しています。次回、役員会議は 5 月 9 日（水）17 時より組合室（A 5 棟 1 階作業室内）にて開催いたします。役員以外の組合員の方も参加できますので、活動にご意見またはご相談のある方はぜひお気軽にご参加ください。

また、奨学金の会による「給付奨学金の拡大を求める請願署名」を組合員の皆さまに回覧いたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

《今後の予定》

定例の理事長交渉に向けて、全学からの要望を取りまとめ理事長に提出します。5 月には、組合の要望案を皆さまに提示するつもりで準備しておりますので、ご意見・ご要望がありましたらお寄せください。

総会は 7 月に開催する予定です。

■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ =
発行：滋賀県立大学教職員組合
〒522-8533
滋賀県彦根市八坂町 2500 滋賀県立大学内
滋賀県立大学教職員組合員室
TEL 内線 2513 / 携帯 090-8160-9330
mail usp-union@ex.bw.dream.jp
Web http://www.ex.biwa.ne.jp/~usp-union/
Facebook https://www.facebook.com/USPunion/
■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ = ■ =